

会議記録（要点筆記）			
委員会名		秦野市子ども・子育て会議（平成26年度 第8回）	
日時	平成27年3月26日（木） 16：00～17：00	場所	秦野市役所3階 3A会議室
出席者	<p>[委員氏名] [所属団体等]</p> <p>小林正稔：神奈川県立保健福祉大学教授（会長）</p> <p>石橋由里子：秦野市幼稚園PTA連絡協議会</p> <p>今井啓子：株式会社日立製作ITプラットフォーム事業部</p> <p>草山充：秦野市民間保育園園長会</p> <p>串田祐基：民間認定保育施設長</p> <p>小林徳博：元小学校長 二宮町教育委員長（副会長）</p> <p>清水幸代：市民委員</p> <p>内藤剛彦：秦野市医師会</p> <p>矢野博子：市民委員</p> <p>[欠席]</p> <p>多田佐智子：秦野市保育主任の会</p> <p>府川優樹：民間学童保育施設長</p> <p>小野寺智美：秦野市PTA連絡協議会</p> <p>大澤一之：民間幼稚園長</p> <p>佐々木陽一：株式会社PHP研究所公共経営支援センター コンサルタント</p> <p>妹尾洋之：神奈川県平塚児童相談所子ども相談課長</p>		
[事務局]		[庶務担当（こども健康部保育課）]	
こども健康部 健康子育て課長		保育課子育て支援施策担当課長	
こども健康部 保育課長		子育て支援施策担当主幹	
教育部 教育総務課長			
議事内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 議事               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用定員について</li> <li>(2) 認可申請について</li> <li>(3) 平成27年度子ども・子育て支援事業について</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> <li>3. 閉会</li> </ol>		

配付資料	・資料1 確認対象施設の利用定員一覧 ・資料2 特定地域型保育事業の認可について ・資料3 平成27年度子ども・子育て支援事業について ・平成27年度「秦野市子ども・子育て会議」の開催予定について
------	---

[開会]

議題1 「利用定員について」事務局から説明をお願いします。

1. 議事 (1) 「利用定員について」

○「資料1「利用定員について」事務局説明

○事務局

事業計画の初年度になるので、この点、順次これをベースに整備等を進めていって待機児童解消等を目指していく。

○会長

利用定員についてはこれで了承ということで、議題2「認可申請について」へ移行する。

○会長

この件については、修正でご了承を得たということで議題2に移る。

2. 議事 (2) 新制度の施行に向けた各種取り扱いについて

○事務局説明

○委員

この数値（資料2の利用定員）は最大の定員なのか、希望者の数なのか。

○事務局

小規模事業については19名までの3歳未満までの施設ということで想定されている。これについては施設側で受け入れられる人数であるので利用定員である。

○委員

実際にすでに希望している人の状況はどうなっているのか。

○事務局

資料がないのでお答えしかねる。申し訳ない。

○委員

家庭的保育事業の所在地を見ると、おかのうえ保育室はマンションの一室というふうに思えるが、規模も定かではないが、希望者がいれば5名の子どもを見ることがか。家の中を改造してやると言う事で認可の基準は満たしているということか。自園調理も家庭のキッチンで料理をするという事か。

○事務局

家庭的保育事業については従来の保育ママの基準を踏襲する形で9月の基準条例を制定している。秦野市の独自の基準で2階以上は避難経路等を設置するようにしている。おかのうえ保育園は指摘の通りマンションで、避難経路に合致する基準、退避できるバルコニーや防災・防火上の設備が整っているという条件で、そこは基準に合致した形になっている。指摘の通り居住用の住宅の一部を改修したりして保育を実施しているという状況である。キッチンについても家庭の台所となっている。

○委員

普通の家庭のキッチンで食事を作るということは、例えば普通のタオルを使わずに、ペーパータオルであるとか、エンボスとか使い捨てのものは市の方から学校と同じように支給されるのか。手の消毒とかも学校の基準と同じように家庭でもそろえるのか。

○事務局

基準については、（調理は）一般の家庭で行われるもので、そういった保育ママの基準が示されており、やはり衛生管理が一番大切なので、保険所等の話も聞いて、シンクでの手洗いではなく、別に流水施設を設置して消毒液を利用するなど、保健所と話し合っただけでマニュアル化して指導して行く。まだ試行的な部分もあるが、衛生面は厳格にやって行く。

○委員

生ものを出さないとか、小学生よりも抵抗力が弱いので、せっかくいい家庭保育事業なので、万一食中毒とか、O-157などだと評価もせっかくやったのということになるので、そのへんをしっかりとやっていただきたい。

○事務局

いままでこの三施設は給食提供をしていなかったのだが、バックアップとしてみどり子供園がこの三施設の支援者となっているので、その方々から意見も聞きながら保育所の者や、本課に栄養士もいるので厳密にやっていきたい。

○会長

常在菌の種類が異なっていたりするとすぐ感染するので、定期的に市の管理組織が衛生管理に行くくらいの形は取っていただきたい。場所もよくわかっているので。保育ママのところ、一か所はちびうさ保育ルームに見に行かせていただいて非常に環境がいい事を承知しているので、それだけに問題が起こると残念なのでよろしくお願ひしたい。

○委員

資料のきらぼし保育園は間違いで、“きらぼし”なのでよろしくお願ひしたい。

○会長

小規模保育事業の設置主体はどこかを分かれば教えていただきたい。企業なの

かどうか。

○委員

企業です。有限会社です。

○事務局

全て設置主体は企業である。

○委員

家庭的保育事業の家庭保育福祉員という方は、なにか専門職的な職種もしくは資格を有する方なのか。

○事務局

今規定されている保育士または看護師などの基礎資格をもっていてそれで研修を受けられている。または保育士と相当の能力があると認められる場合は特別にそういう方もいられる。基礎資格という原則はある。そのうえで研修をうけていただいて秦野市として認定をして事業を実施していただいているという形である。

○委員

これをみると三施設に福祉員一人ずつだが、この方々の体調が悪い時とか、当然そういう時もあると思うのだが、そういうときにはバックアップみたいな事があるのか、または預けたい要請があってもキャンセルして一時的に閉鎖・閉園という対応をとるのか。

○事務局

バックアップ体制についてだが、さきほど話をしたみどり子供園という公立の子ども園がバックアップ施設である。主たる保育者は家庭保育福祉員だが、それ以外に補助員が何人かについているので、その方たちと一緒にやっていくことになる。やはり福祉員が何かあった場合はそういうバックアップ施設が必要に応じてバックアップに入って、場合によっては縮小ということもあるかもしれないが継続して運営して行く。

○委員

マンションでその福祉員の具合が悪くなった場合、そのバックアップで補助の方が来た場合、その具合が悪い方の家のなかで保育が行われるのか。

○事務局

業務的にはそういう形になると思うが、程度にもよると思う。その施設で長期にわたってできないような形になったら、こちらの方でみどり子ども園と話をしながら対応をしていく。

○委員

それは当然決めておかないと遅いと思う。その方がインフルエンザなら何日間どうするとか明文化して決めておかないといけない。その都度変わるようでは意

味がない。学校では3日休むとか決まっているので、園児ではなく観ている大人の方がそうなった場合のことを想定していかないとまずいと思う。

○事務局

再考させていただく。

○会長

一応居住区と保育施設は分ける形になっているはずだが、厳密にそれが守られるかどうかはわからないというのが本音である。

○委員

自分のうちに子どもが5人遊びに来た事を想像すると、かなりすごい状況が想定される。

○会長

本当はこの事業は制度的に利用率が低すぎて、やめようかと話し合っていたら、急に厚生労働省が推進しなさいということになり、変わってしまって、それで急遽、募集してようやくやっていただいたという感じが強い。ところが実際やってみたら関係施設はいい感じできている。そうしたら今度は食事まで提供という事になったので、もし事故でも起こったら無理をお願いしているのにといい思いはある。市の方でも事故のないように支援をしていただきたい。計画していただいたものを見ても雰囲気はすごくいい。はじめはお母さんたちも最初は嫌だと思っていたけれど実際にやってみたらすごく良かったということでの評価も高い。

○委員

ただ園で保育士として働くという事よりは責任意識を持って働くのはすごい事だと思う。

○会長

神奈川県でも進めてはいるが、爆発的に伸びている事業ではない。かなりやるほうは怖い部分がある。まだちびうさ保育ルームしか見ていないが、普通の家でもこんな感じになるのっていうくらいちょっとしたいろいろな工夫があって感心した。

○委員

ちびうさ保育ルーム、コロちゃん保育室は一戸建ての施設なのか。

○事務局

ちびうさ保育ルームは一戸建てで、コロちゃん保育室はアパートである。コロちゃん保育室は一階建てである。

○委員

具体的にこの事業は、市が委託し、市が母体という考えなのか。

○事務局

現行制度では、児童福祉法の24条で秦野市は保育を実施する義務を負っていて、

その中の一つに家庭的保育が位置付けとしてあった。新制度では児童福祉法の規定で秦野市（市町村）が実施することができ、それから市町村以外も実施することが出来る事になり、市町村以外が実施するときには市町村が認可をするという形になって、秦野市の場合は後者をとって、こちらを秦野市の委託事業から、秦野市以外が主体的に実施をするという認可事業になっていて、秦野市からは離れるという形になる。

○会長

簡単に言うと今までは委託事業としてお願いしていた所を、独立していただいて各保育室がそれぞれ独立した法人とまではいえないが事業者になっていただいたということである。

○委員

そうすると何か事故があっても市には責任はないのか。

○事務局

市は認可権者として、やはり認可や指導する立場として責任からは離れられないと思う。そういうふうには意識している。

○会長

4月1日からという形になってくるので、事前に申請があったら許可をしてよい、決定という形になるのでよろしくお願いします。

3. 議事（2）新制度の施行に向けた各種取り扱いについて

○会長

議題3「平成27年度子ども・子育て支援事業」について事務局から説明をお願いします。

○事務局 説明

○委員

しぶさわこども園の民間委託という事で、こども園の民間委託は初めての事例ではないか。

○事務局

しぶさわ保育園という公立保育園をしぶさわ幼稚園と一体化して、公立こども園を一つ作る。空いたしぶさわ保育園を民間の事業者に貸与し保育所をやっているという事である。

○委員

児童ホームについて、東第2や末広第3の2や3という区別の仕方は、各小学校の校舎の別の場所に設定するのか、既にある児童ホームと合体した中での第2とか第3をカウントしているのか。

○事務局

東の場合、余裕教室なので、隣が空いている場合は続けて並んで設ける、東の場合は隣がPTAの会議室だったが移動してもらおう。南ヶ丘の第3は余裕教室がないので校庭の端にプレハブが二部屋分建っていたのだが、それも間に合わないということで工事は完了したのだが、プレハブをもう一棟建てて、児童ホームとしては3棟プレハブがあるという形になる。末広は現在余裕教室のなかでやっているが、来年度養護学校の分校が利用するため、他に余裕教室がないため、校庭を使わせてもらってプレハブを建てて三教室の児童ホームを設置する予定である。

○委員

そうすると第1、第2、第3といいながらも指導員は一つの中でお互いに相談しながら分かれてやって行くという分担組織になってくるのか。完全にそれぞれが独立したわけではなくて、末広なら児童ホームの設置の順番に第1、第2、第3はあるが、指導形態とかは一つの組織として流れていくのか。

○事務局

基本はそれぞれのホームは独立している。指導員もその部屋単位で、ローテーションを組んで6人配置で2人勤務とか3人勤務とかそういうふうに一応一部屋ずつ独立してクラスも作るし、指導員も配置する。複数のホームなので、隣同士のカリキュラムなどお互いに相談しながらやる部分はあると思うが基本は独立してやっている。

○委員

できるだけ同等な考え方でそこへ来た子どもたちには指導していただきたいので、そういう相談の仕方、どういう運営の仕方をしていくのかという共通理解ができればあったほうがいいと思う。

○委員

オ、の民間2か所が4か所に増えると言う事だが、民間2か所は存じ上げているが、ほかの2か所はどの地域に増える予定なのか。

○事務局

既存の“でんでん”というところがあるが、そちらがもう一部屋増やすということでそれが3か所目、もう一か所は“えがお”というところで場所は新町南地区になる。そちらは障害児の受け入れもされている施設で、学童の受け入れも始めたいと言う事なのでそこが4か所めになる。

○会長

全体の流れを見るとこれまでのやってきた事の拡充という事で、とくに何も無いのだが、どちらかという他地域よりもちょっとだけいいという形で秦野市が進めてきている形でもあるので、より頑張っていたきたい。小中一貫教育な

どもせっかく先に提案して市長の公約にまで持ってきたのが、国に言われてすごすごとやっているようなことにならないようお願いしたいと常に思っている。ついでに言うとその流れの中で、あの地域が逆に言うと小中一貫型で余った余剰施設をうまく使っていくという事もふくめて活性化出来るように保育の方も考えていただけるといいかなと思います。小中一貫性についても先に提案したのに頭の固さに躊躇していたら国の方が言ったからといってあわててやっているような状態で、せっかくみんなの知恵を集めていい方向へ持ってきてもうまくいっていない。こども園もいろいろまだに問題があるが、秦野市がはるかに先駆けて子どもたちのために先行してきている事業だったり、ぼけっと21にしても同じようだけれども他の地域から比べると、予約制ではないとか、父親も来れるとか、一つ一つ道をつくっているところなので、そういう所はしっかりと子どもたちのためにということで児童ホームなども円滑な全体的な運営が出来るように考えていけたらいいかなと思う。

#### 4. 議事 (4) その他

##### ○事務局

平成27年度「秦野市子ども・子育て会議」の開催予定について説明

27年4月から子育ての関係の庁内の組織が変更になる。部は同じであるが、保育課と子育て支援課という2つの組織体制があり、新たに子育て支援課という課ができて、そちらにこの会議の主管が変わる。健康子育て課長の谷課長が担当の課長という形で、この会を開催させていただく。よろしくお願ひしたい。

##### ○会長

今、来年度はルーティンに行くからと言われたが、本当にルーティンに行くかどうか正直なところわからないので、もしかすると緊急にという事が起こるかもしれないのだが、そのへんはできるだけしないようにしたい。とにかくこの関係の事業に関しては朝令暮改とは言わないが、ころころ変わって、例えば移行措置が何年度までとなって、それが無理という、また内容が変わっているという状態である。いま右往左往している。保育の方まで波及してくると職員の給与もどうやって払うのかというようなことまで絡んでくるような状況も出てくると思うので、多分結果的にはなんとかなるだろうというふうに楽観的にはみているのだが、協力をお願いする事も出てくるかもしれない。できるかぎり4回で終わればありがたいのだが。みなさんよろしくお願ひします。

##### ○事務局

今年一年間で10回という会議を持たせていただいて、おかげさまで条例の制定と新計画もまとまった。県の方から最終的な計画の決裁が来ていない。本来ならこの場所で計画の方をお渡しできればと思ったのだが、また後日送らせていた



く。

また来年度から実務、実際の新たな制度を動かしていく事になり、その中で色々な事が出てくると思われる。また皆さまからの貴重な意見を伝えたいと思うので、来年度もよろしくお願ひします。

[閉会]